

議案第26号

佐野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について

佐野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和8年2月20日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

佐野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年佐野市条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表学校評議員の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

学校評議員を廃止するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第26号参考資料

佐野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（第1条、第2条、第6条関係）				別表（第1条、第2条、第6条関係）			
職	基礎	報酬額（円）	費用弁償（旅費）	職	基礎	報酬額（円）	費用弁償（旅費）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
学校評議員	〃	15,000	〃				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考（略）				備考（略）			